

東京都における家庭的養護の制度の比較と沿革

資料2-4

	養育家庭(里親)	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)		養護児童グループホーム事業			
		里親(養育家庭移行)型ホーム	法人設置型ホーム	施設分園型グループホーム	地域小規模型グループホーム	小規模グループケア地域型ホーム	
社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針について							
事業根拠・運営基準	里親が行う養育に関する最低基準 東京都里親認定基準	〔国〕小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)実施要綱 〔都〕東京都ファミリーホーム事業(小規模住居型児童養育事業)設置・運営基準		〔都〕東京都養護児童グループホーム事業実施要綱 〔国〕地域小規模児童養護施設設置運営要綱 〔国〕児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱			
事業主体	養育家庭(里親)		都で乳児院、児童養護施設、自立援助ホーム、又はファミリーホームを3年以上運営し、都が適当と認める法人	本体施設を運営する社会福祉法人等			
児童定員(委託数)	1名～4名	5名又は6名		(本園定員のうち) おおむね6名	(本園定員とは別に) 6名	(本園定員のうち) おおむね6名	
指定(認定)条件	東京都里親認定基準 ・基本要件 ・家庭及び構成員の状況 ・家庭家屋及び居住地の状況	主たる養育者は、当該ファミリーホームに生活の拠点を置くこと 4室24畳以上の居室、児童が相互に交流が図れる居室のほか必要な部屋・設備を確保すること 現に、養育家庭として4名の児童を委託していること	主たる養育者は、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、一時保護所で3年以上の直接処遇経験	本体施設から独立した家屋であり、本体施設を運営している法人の所有家屋又は借家であること 食堂等入所している子供が相互交流することができる場所を有すること 居室面積等の基準は、児童養護施設に準ずる(居室1室の定員は2名まで)			
養育者	主たる養育者が25歳以上65歳未満 ※配偶者がいない場合は、資格を持つ主たる養育者と、養育者を補助できる20歳以上の同居家族	2人の養育者(ひとつの家族を構成している)と1人以上の補助者 ※養育にふさわしい家庭環境が確保される場合は、1人の養育者と2人以上の補助者		原則として男女各1名の専任職員(児童指導員又は保育士の有資格者) 日中業務における補助職員等(非常勤可) 必要に応じてその他職員(非常勤可)			
勤務形態等	主たる養育者(里親)の自宅で養育(賃貸可)		主たる養育者は設置者が用意した居宅に生活の本拠を置く	主に、設置者が用意したグループホーム居宅へ通勤(交代制宿直勤務等)			
賃貸家屋への家賃助成	なし	あり(上限27万円 ※うち国基準10万円)					
設置数(H27.3.1現在) ※養育家庭は、H27.3.31(専門養育家庭を含む)	登録家庭数(462家庭) 委託家庭数(256家庭) 委託児童数(351名)	ホーム数(13ホーム) 児童現員(58名)	ホーム数(3ホーム) 児童現員(15名)	ホーム数(56ホーム) 児童定員(340名)	ホーム数(62ホーム) 児童定員(372名)	ホーム数(16ホーム) 児童定員(96名)	
制度の沿革	昭和48年	「養育家庭」制度創設(養子縁組を目的としないで児童の養育を委託する制度)。同時に都内各所の施設に「養育家庭センター」を設置して業務委託		—			
	昭和53年	—					
	昭和57年	東京都児童福祉審議会「新しい社会的養護形態に向かって」において、「ファミリーグループホーム」について意見具申					
	昭和60年	ファミリーグループホームとして試行開始					
	昭和60年	「東京都ファミリーグループホーム制度実施要綱」を制定。「里親型ファミリーグループホーム」と「施設分園型ファミリーグループホーム」として本格実施					
	平成12年	—		〔国〕「地域小規模型グループホーム」制度開始			
	平成14年	養育家庭センター廃止、児童相談所が直接に指導支援を行う体制に移行 〔国〕専門里親・親族里親を創設(養育里親と養子縁組里親は平成20年まで一体のまま)	「東京都ファミリーホーム制度実施要綱」を制定。里親型ファミリーグループホームを「ファミリーホーム」と改める。養育家庭のうち一定の要件を備えた家庭をファミリーホームとして指定		「東京都養護児童グループホーム制度実施要綱」を制定。施設分園型ファミリーグループホームを「施設分園型グループホーム」と改め、加えて地域小規模型グループホームを開始		
	平成15年	「専門養育家庭」制度創設、「養育家庭(短期限定付)」「養育家庭(レスパイト限定)」新設、レスパイト・ケア事業開始		—			
	平成16年	—		〔国〕「小規模グループケア地域型ホーム」制度開始			
	平成17年	里親研修業務をNPO法人東京養育家庭の会へ委託		—			
	平成18年	—		施設分園型グループホームについて、補助職員を配置(都加算)			
	平成19年	—		補助職員・宿直要員を、地域小規模型グループホームに配置(都加算)			
	平成20年	〔国〕養育里親と養子縁組里親を分離、里親研修義務化、里親手当大幅増額、里親支援機関事業開始	〔国〕小規模住居型児童養育事業を創設		1本体施設につき、3か所以上のグループホームを設置・運営している施設に対して、グループホーム専任職員への助言・指導等を行う「グループホーム支援員」を配置(都加算)		
平成21年	里親支援機関事業を1児相で開始、認定前研修受講義務化、里親手当増額	「東京都ファミリーホーム事業(小規模住居型児童養育事業)設置・運営基準」を制定。事業主体を養育家庭経験のある家庭または社会福祉法人、特定非営利活動法人等とする		小規模グループケア地域型ホームを開始			
平成24年	里親支援機関事業を全11児相で開始		—				